

南魚沼市建設コンサルタント等業務 (業務委託・役務を含む) 入札参加資格審査申請書作成要領

令和6・7年度に、南魚沼市が行う建設工事に係る測量、調査及び設計等業務、その他各種業務委託、役務の提供などの一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の協議に参加を希望される事業者は、この要領により受付期間内に申請書類を提出してください。

※ 病院事業の役務の提供に係る入札及び随意契約協議のみに参加希望の場合は、提出の必要はありません。(別途、南魚沼市民病院庶務課で申請を受け付けています)

1 資格審査の申請をすることができる事業者

【別表の「資格業務」ごとに「資格審査を申請することができる者」の欄に掲げる事業者で次のいずれにも該当しない事業者】

- 南魚沼市税の滞納がある者
- 「暴力団等の排除に関する誓約書」に掲げる事項に該当する者

2 受付期間等

- 定期申請期間：令和6年1月4日(木)から令和6年2月5日(月)まで
- 受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで 土日及び祝祭日は除く
- 随時申請：令和6年3月11日(月)以降

3 資格の有効期間

- 定期申請期間に提出の場合：令和6年5月1日から令和8年4月30日まで
 - 随時申請期間に提出の場合：資格審査後、名簿に登載された日から令和8年4月30日まで
- ※ 随時申請の審査は、原則として令和6年5月1日以降に開始します

4 申請書の提出方法・提出先

- 申請様式：南魚沼市のウェブサイトからダウンロードできます
- 提出部数：1部
- 次頁の「5 提出書類」をA4サイズに揃えて、紙製フラットファイルA4縦型(色の指定は無し)に綴る
- ファイルの背表紙には
「令和6・7年度 建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書 会社名」と記載する
- 提出・問い合わせ先
南魚沼市役所 本庁舎 総務部財政課 契約検査班
住所：〒949-6696 新潟県南魚沼市六日町180番地1
電話：025-773-6671 FAX：025-772-3055 mail：keiyaku@city.minamiuonuma.lg.jp

★財政課契約検査班に、持参または郵送(レターパック可)してください。

電子メール、ファックスでの申請はできません。

5 提出書類

	申請書類	備 考
(1)	建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書類	(新潟県と同一様式) 一式 ※記載方法の詳細は、新潟県の申請要領を参照してください
①	建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書 【第1号様式】	
②	入札参加希望業種(部門)一覧 【第2号様式】	業種(部門)欄に参加を希望する業務がない場合、その他(コードJ4)欄に「1」を、下段にその業務内容を記載
③	入札参加希望業種(部門)実績 【第3号様式】	
④	営業所(主たる営業所を除く)一覧表 【第4号様式】	該当がない場合、提出は不要

上記(1)建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書類①～④のほかに、下記(2)から(7)までの添付書類が必要です。

	添付書類	備 考
(2)	登録を受けていることを証する書面 ● 以下の業務を希望する場合 建設コンサルタント、地質調査、補償コンサルタント、測量、一級建築設計、建築設備設計、土地家屋調査、不動産鑑定評価、計量証明	【建設コンサルタント、地質調査、補償コンサルタント】 それぞれの登録規程に基づく現況報告書の副本の写し(申請業種(部門)が現況報告書に記載されていない等の場合は、登録証明書の写し等) 【測量、一級建築設計、建築設備設計、土地家屋調査、不動産鑑定評価、計量証明】 それぞれの登録証明書等の写し
(3)	営業実績があることを証する書面 ● 以下の業務を希望する場合 調査・試験業務、その他の業務 ● 以下の業務を希望するが(2)の登録が無い場合 建設コンサルタント、地質調査、補償コンサルタント、建築設備設計	当該業務の実績の中から1～2件について、その契約書の写し ※契約書記載の契約名等では業務内容が明確でない場合は、業務内容の分かる仕様書等も添付してください
(4)	納税証明書①②(未納税額のないことの証明書)	申請日の3か月以内に発行されたもの(写し可) 領収書等のコピーは不可
	① 南魚沼市税	南魚沼市に納税義務がある場合に提出
	② 消費税及び地方消費税と法人税(所得税)	法人用: 税務署発行の納税証明書「その3の3」 個人用: 税務署発行の納税証明書「その3の2」
(5)	委任状	支店・営業所等に契約権限を委任する場合に提出
(6)	暴力団等の排除に関する誓約書	
(7)	返信用封筒(審査結果送付用)	送付先を記載し、84円切手を貼ったもの ※結果通知とは別に、申請書の受領確認を求める場合は所定の封筒等を別途用意してください
※申請者が法人格を有しない組合等の場合は、構成員一覧表(住所・商号又は屋号・代表者職氏名を記載)及び各構成員の納税証明書を添付してください。		

(1)、(5)、(6)の書式と(4)のうち①南魚沼市税の税務証明等交付申請書は、南魚沼市ウェブサイトからダウンロードできます。

別 表

資格業務	資格業務に係る業務内容	資格審査を申請することができる者
建設コンサルタント業務	土木建築に関する工事の設計若しくは監理又は土木建築に関する工事に関する調査、企画、立案若しくは助言	1 建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月建設省告示第717号）の規定に基づき建設コンサルタントについての登録を受けている者 2 当該業務の営業実績を有する者
地質調査業務	地質調査業者登録規程（昭和52年4月建設省告示第718号）第2条第1項に規定する地質調査	1 地質調査業者登録規程の規定に基づき地質調査業者についての登録を受けている者 2 当該業務の営業実績を有する者
補償コンサルタント業務	補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月建設省告示第1341号）第2条第1項に規定する補償業務	1 補償コンサルタント登録規程の規定に基づき補償コンサルタントについての登録を受けている者 2 当該業務の営業実績を有する者
測量業務	測量法（昭和24年法律第188号）第3条に規定する測量及び当該測量に付随する業務	測量法の規定に基づき測量業者としての登録を受けている者
建築設計業務	建築物又は建築設備の設計	1 建築士法（昭和25年法律第202号）の規定に基づき一級建築士事務所についての登録を受けている者 2 建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）の規定に基づき建築設備士についての登録を受けている者（以下「登録建築設備士」という。）及び登録建築設備士を有する者 3 建築設備の設計業務の営業実績を有する者
土地家屋調査業務	不動産の表示に関する登記につき必要な土地又は家屋に関する調査、測量又は申請手続	土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）の規定に基づき土地家屋調査士としての登録を受けている者及び土地家屋調査士法人 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> ※土地家屋調査業務を申請できる方は次の方に限ります。これ以外の方は当該業務を申請することはできません。 ・土地家屋調査士個人 ・土地家屋調査士法人 ・名称に公共嘱託登記土地家屋調査士協会という文字を使用する一般社団法人 </div>
不動産鑑定評価業務	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第2条第1項に規定する不動産の鑑定評価	不動産の鑑定評価に関する法律の規定に基づき不動産鑑定業者としての登録を受けている者
計量証明業務	計量法（平成4年法律第51号）第107条に規定する計量証明	計量法の規定に基づき計量証明の事業を行う者としての登録を受けている者
調査・試験業務	雪氷、海洋、環境及び生態系に関する調査並びに路床路盤支持力試験（CBR試験）	当該業務の営業実績を有する者
その他の業務	上記以外の建設工事に係る測量、調査、設計等及びその他の業務	当該業務の営業実績を有する者